

南城市ムラヤー活性化事業支援臨時助成金交付要綱の要点

1. 目的と背景

新型コロナウイルス感染症の影響により地域活動は中止や延期などを余儀なくされた。現在は当初に比べて状況が緩和され、一部の地域で活動が始まりつつあるものの、依然として多くの地域が活動の実施に至っていない。原因としては、コロナを意識したもののみでなく、しばらく活動を実施してこなかったことで、モチベーションの低下や担い手流出などが起きていると想定される。そこで、市として地域活動再開を推奨する社会的メッセージを発する意味を込めて本助成金を交付するとともに地域住民の融和や地域文化の継承に資する。

2. 制度のポイント

- ①市内全ての区・自治会を対象とする（青年会、女性会、老人会等が主体でも申請者は区・自治会長とする）
- ②いずれの区・自治会も同一年度内に助成を受けることができる回数は1回とする
- ③補助率を10/10とし、上限額を5万円とする
- ④どのような事業であっても法令の範囲内であり且つ地域住民の融和や地域文化の継承につながるものであれば対象とする
- ⑤食料費などについても交付要綱の目的に合致していれば対象とする
- ⑥様式など可能な限り簡略化する
- ⑦市が交付する他の補助金等との併用を可能とする
- ⑧本要綱は令和8年3月31日に失効する